

# 労働災害総合保険の補償内容についてのご案内

(2018年1月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、労働災害総合保険の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。  
ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

補償内容		
保険金の種類	お支払いする保険金の概要	
<b>法定外補償保険</b>		
1	死亡補償保険金 <sup>※1・2</sup>	被用者 <sup>※3</sup> が死亡した場合にお支払いする保険金をいいます。
2	後遺障害補償保険金 <sup>※1・2</sup>	被用者 <sup>※3</sup> が後遺障害（1級～14級）を被った場合にお支払いする保険金をいいます。
3	休業補償保険金 <sup>※1</sup>	被用者 <sup>※3</sup> が負傷や疾病により休業した場合に、賃金の支払いを受けない期間の第4日目以降の期間に対してお支払いする保険金をいいます。（1,092日分を限度とします。）
<b>使用者賠償責任保険</b>		
4	賠償保険金 <sup>※1</sup>	被用者 <sup>※3</sup> の業務上の身体の障害について、被保険者 <sup>※4</sup> が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額から次の①～⑤の額の合計額を控除した額をいいます。 ① 労災保険法等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③ （被保険者が法定外補償規定を定めている場合）被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額 ④ （被保険者が法定外補償規定を定めていない場合）法定外補償保険により支払われる金額 ⑤ 被用者に対する災害補償を目的とする保険契約、労働協約、就業規則に基づき支払われることにより被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる金額
5	争訟費用 <sup>※5</sup>	被保険者 <sup>※4</sup> が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）をいいます。
6	示談交渉費用 <sup>※5</sup>	被保険者 <sup>※4</sup> が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用をいいます。
7	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をいいます。
8	求償権保全費用	被保険者 <sup>※4</sup> が他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用をいいます。
9	訴訟対応費用 (訴訟対応費用担保特約が自動的にセットされます。)	裁判所に提起された損害賠償請求訴訟に対応するために、被保険者 <sup>※4</sup> が弊社の同意を得て支出した次の①～⑤の費用をいいます。（1災害につき300万円を限度とします。） ① 相手方当事者・裁判所に提供する文書の作成費用 ② 意見書、鑑定書の作成費用 ③ 外部機関による事故再現実験費用、事故原因を調査するための費用 ④ 増設コピー機のリース費用 ⑤ 従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用
<b>災害付帯費用担保特約（基本型と増額型があります。）</b>		
10	災害付帯費用	法定外補償保険の死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（1～7級に該当する場合に限ります。）をお支払いする場合に、1被用者につき、特約に定める所定の金額をお支払いします。
<b>退職者加算特約</b>		
11	退職者加算金	法定外補償保険の後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害を被り、その身体の障害の直接の結果として被用者 <sup>※3</sup> が3年以内に退職した場合に、保険証券記載の所定の金額をお支払いします。
<b>初期対応費用担保特約</b>		
12	初期対応費用	被用者 <sup>※3</sup> の身体の障害が発生した場合に、被保険者 <sup>※4</sup> が弊社の同意を得て臨時に支出した次の①②の費用をお支払いします。（1災害につき300万円を限度とします。） ① コンサルティングに要する費用 弁護士、労働安全・労働衛生コンサルタント等より提供を受けた指導、助言等のサービスの対価として臨時に要する費用（災害 <sup>※6</sup> 発生時または災害の発生を被保険者が最初に知り得た時のいずれか遅い時より30日間に提供されたサービスにより発生した費用に限ります。） ② 緊急対応に要する費用 現地（災害の発生地、被用者の収容地）への交通費や宿泊費、被用者等との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用、被用者の捜索費用や移送費用、通信費用

- ※1 別途特約などで定める場合を除き、保険金のお支払いにあたっては、労災保険法等による給付決定が必要となります。
- ※2 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- ※3 被用者とは、事業場において被保険者<sup>※4</sup>に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券の被用者欄に記載された者をいいます。実際の被用者の範囲は、保険証券、保険の約款等でご確認ください。
- ※4 被保険者とは、保険証券の被保険者欄に記載された補償を受けられる方をいいます。使用者賠償責任保険では役員等を含みます。
- ※5 賠償保険金が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、保険金額の賠償保険金の額に対する割合によってお支払いします。
- ※6 災害とは、被用者<sup>※3</sup>が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。